第

5 2 5 1

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2015年)$ 平成27年 6月 22日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="http://www.zeirishi-miwa.co.jp">http://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>

## △ 消費税の事業者免税点制度

**Q**:消費税では、前々期の課税売上が1,000万円以下でも課税される場合があるそうですが、どのような場合ですか?

A:次の場合は、課税事業者になります。 【解説】

消費税では、前々期の課税売上が1,000万円 以下でも、次の場合は、課税事業者になりま す。

- ①資本金が1,000万円以上の法人(設立当初2 年間)
- ②その事業年度の前事業年度(7ヶ月以下を 除く)開始の日から6ヶ月間の課税売上高 が1,000万円を超えるとき
- ③その事業年度の前事業年度が7ヶ月以下で、 その事業年度の前1年内に開始した前々事 業年度がある法人は、その前々事業年度の 開始の日から6月間の課税売上高(その 前々事業年度が5月以下の場合には、その 前々事業年度の課税売上高)が1,000万円を 超えるとき
- ④基準期間のない事業年度開始の日において、 次のいずれにも該当する場合
  - ・新規設立法人で比較的規模の大きな法人 傘下の子会社など一定の要件(特定要件) に該当すること
  - ・特定要件の判定の基礎となった法人(親会 社等)の新規設立法人の基準期間に相当 する期間の課税売上高が5億円超である こと







